

弁護士会の 多摩地区法律相談 センターニュース

No. **22**
2009/9



多摩地域市民への法律相談センターの充実を目指して

平成21年4月20日に裁判所立川支部が開庁し、それに伴い、弁護士会多摩支部も多摩モノレール高松駅前のアーバス立川高松駅前ビル2階にて業務を開始しました。また、八王子の旧多摩弁護士会館では、継続して八王子法律相談センターを実施しております。前回のニュースにてお伝えしたとおり、装いを新たにした八王子法律相談センターでは、より市民に利用しやすい法律相談を目指すため、立川法律相談センターが既に実施しているのと同様に、6月より土曜日相談を完全実施するに至りました。また、広報の充実を図るべく、各種メディア・媒体を通じて、今後、弁護士会が運営する八王子・立川法律相談センターを広く多摩地域の市民の方々に周知していただくことも考えております。市民の皆様方が法律的なアドバイス等を求める際、安心して、そして気軽にご利用できる、市民のための法律相談センターを目指す所存でありますので、是非ご利用頂きたいと存じます。なお、今後ますます市民のニーズに応えるべく、夜間(ナイター)相談の実施も計画しておりますので、市民の皆様からご希望・ご要望等があれば、下記発行所である多摩地区法律相談センター事務局までご連絡頂ければ幸いです。

平成21年度東京三弁護士会多摩地区法律相談センター
運営委員会委員長 長 尾 亮

発行所

東京三弁護士会多摩支部

〒190-0014 東京都立川市緑町7-1 アーバス立川高松駅前ビル2階

Tel (042)548-3800 Fax (042)548-3808

東京三弁護士会多摩支部ホームページ <http://www.tama-b.com/>

相続問題 遺留分について

弁護士 福澤 武文



先日、父が亡くなりました。相続人は私と兄の二人です。父にはかつて8000万円相当の財産がありました。しかし、父は生前5000万円相当の財産を兄に生前贈与し、また残る3000万円相当の財産も全て兄に相続させる旨の遺言を書いていました。私は父の財産を全く相続することが出来ないのでしょうか？



貴方は遺留分を侵害されているので、兄に対して遺留分の減殺を請求することが出来ます。

財産の処分は原則として自由に出来ます。遺言で財産を遺贈したり、特定の相続人に多くの遺産を残すよう遺言を書くことも可能です。

しかし、その結果、相続人に財産が残されないのでは相続人にとって酷です。そこで、遺産のうち一定部分は、遺贈や贈与等によっても法定相続人から奪えないこととされています。これを遺留分と言います。

遺留分が認められるのは、配偶者、子(又はその代襲相続人)、直系尊属です。兄弟姉妹には遺留分はありません。また、遺留分の割合は、直系尊属のみが相続人の場合には財産の3分の1、それ以外の場合には2分の1です。これに法定相続分を乗じたものが各人の遺留分となります。

遺留分の対象となるのは、遺贈された財産や、生前贈与された財産だけでなく、遺言により相続分や、遺産分割方法が指定された場合も含まれます。また、生前贈与については原則として相続発生の日以前までのものに限定されますが、相続人に対する贈与で、特別受益にあたるものは、相続発生の日以前以上の贈与であっても遺留分の対象となります。

ご相談の事例では、兄弟2人が相続人ですので遺留分割合は2分の1です。そして、あなたの法定相続分は2分の1ですので、あなたが主張出来る遺留分は財産の4分の1ということにな

ります。

そして、お兄さんに生前贈与された5000万円相当の財産及び遺言により兄が取得することになった3000万円相当の財産は、何れも遺留分算定の基礎財産となりますので、以上合計8000万円の4分の1、2000万円相当の遺留分をあなたは持っているということになります。

ところが、遺言により、あなたは遺産を全く取得出来ないことになっておりますので、あなたの遺留分は侵害されています。

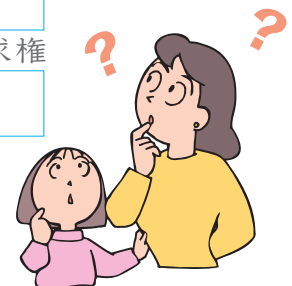
遺留分が侵害されている場合、侵害された遺留分に相当する財産を回復するよう請求することが出来ます。これを遺留分減殺請求権と言います。

遺留分減殺請求権は、遺留分が侵害されていることを知った時から1年以内に行使しないと時効によって消滅してしまうので注意が必要です。

遺留分減殺請求を行行使する場合には、証拠に残すために、遺留分を侵害している相手方に対して、配達証明付きの内容証明郵便で、遺留分を減殺する旨の通知をするのが良いでしょう。



遺留分減殺請求権



離婚関係

弁護士 増 井 賢

ここでは、離婚のしくみ、とりわけ離婚の種類と内容について説明したいと思います。

協議・調停・審判・和解・裁判という5つの形式があり、このうち協議、調停、裁判の3つについては、特に重要です。

協議離婚は、その名の通り両者が協議をして、離婚を成立させることで、夫婦と証人2名の署名押印、そのほか所定の事項を記載した離婚届を市役所に出すだけで成立します。また慰謝料や生活費、養育費などの金銭的な決めごとを合わせてすることもできます。

協議離婚は、届出をするだけで成立するシンプルな方法ですが、相手の納得が必要となってくるため、相手がどうしても離婚に応じない場合には、協議離婚を成立させるのは無理ということになります。また、離婚に際して慰謝料や養育費の内容について取り決めたとしても、単なる合意書のみでは相手方の財産を差し押える効力までは認められていませんので、相手方が離婚後に慰謝料や養育費を支払わない場合、民事裁判などを起こして強制力を得なくてはなりません（両者が合意した内容を公正証書という公的な文書に残しておけば、万一相手が支払いをしなくなった場合に備えて強制執行ができるような条項を入れることできるので、より安心です。）。

協議で離婚の話がまとまらないときは、調停離婚を考えましょう。調停離婚は、家庭裁判所を利用して、話し合いをし、離婚等を求める手続きです。調停離婚もあくまで話し合いによるものですので、協議離婚と同じく離婚やその他の条件について両者の合意が成立しなくてはなりません。協議離婚と調停離婚が大きく違う点は、調停委員と呼ばれる第三者が間に入り提案や説明、場合によっては説得をしてくれる点です。

また、両者が合意して調停がまとまった場合には、その内容は判決と同じ効力を持ち、強制力を持つことになります。従って、調停成立後に相手が養育費などの支払いをしない場合でも、相手の財産を把握していれば、差し押さえをかけることが可能です。しかし、相手方によっては調停を起こしても合意ができず、調停不成立とせざるを得ない場合もあります。その場合には、裁判所に訴訟を提起して、裁判による離婚を求めるほかありません。

裁判離婚は、判決という強制的な手段で離婚を求める手続きになります。そのため、相手が離婚を望まなくても、また慰謝料などの支払いを嫌がっても、裁判所が請求を認めれば、有無を言わずに離婚等が成立することになります。ただし、裁判離婚もメリットばかりではありません。まず、離婚訴訟はいきなり提起することはできず、調停で話し合いをしても、不調になってしまったような場合に初めて提起できます（難しい言葉で調停前置主義と呼ばれています。）。また、裁判離婚は、合意で成立する協議離婚や調停離婚と違い、法律の適用をより厳格に行いますので、法律（民法）に定められている離婚原因、例えば相手の不貞などの原因があり、しかもその存在をきちんと証拠で明らかにしないとなりません。また、日本の裁判は三審制を建前としていますので、裁判離婚は時間がかかりやすい傾向にあります。

相手との離婚を希望する場合、どの方法がよいのかは、千差万別であり、とても一概に言えるものではありませんが、離婚を希望する根拠、相手の態度や性格、証拠の有無、子供の状況、財産の存否などの諸事情からより適した手段を選択するのは非常に重要と言えるでしょう。

協議

調停

審判

和解

裁判

裁判員制度について

弁護士 小林 善亮

問 裁判員制度とは どんな制度ですか？

答 裁判員制度とは、刑事裁判に、国民のなかから無作為に選ばれた裁判員が参加する制度です。裁判員は、刑事裁判の審理に出席して証拠を見聞きし、裁判官と対等な立場で議論して、被告人が有罪か無罪か、有罪であるとしてどのくらいの重さの刑罰を課すかを判断します。

原則として、裁判員6名と裁判官3人が、ひとつの事件を担当します(例外的に、裁判官1人と、裁判員4人という場合があります)。

問 どんな刑事裁判に 参加するのですか？

答 裁判員は、刑事裁判のうち死刑または無期の懲役・禁固の刑に当たる罪などの重大な犯罪に関する裁判に参加します。具体的には、殺人、強盗致死傷、現住建造物等放火、傷害致死、危険運転致死などです。

なお、裁判員が刑事裁判に加わるのは、地方裁判所での審理だけ(第1審だけ)で、控訴があった場合の高等裁判所での審理は、裁判官だけで行われます。

問 誰でも裁判員になることが できますか？

答 裁判員は、裁判ごとに衆議院議員選挙の有権者から選ばれますので、衆議院議員の有権者であれば誰でも裁判員になることができます。なお、一定の例外があります(法曹関係者や、その事件の被害者の親族、あるいは被告人の親族など)。

問 裁判員はどのような手続 で選ばれるのですか？

答 裁判所が、事件の審理が行われる前に無作為抽選により裁判員候補者を選びます。裁判員候補者として選ばれた方には、裁判所から呼び出し状が届きますので、指定された日時に裁判所においでください。裁判所では、裁判員になることのできない理由がある方、辞退を申し出ることが出来る方などの事情を聞き、おいでいただいた裁判員候補者の中から、最終的にその刑事裁判の裁判員になる方を抽選等を行い決定します。

問 仕事が忙しかったり、育児 や介護が忙しかったりする 場合には辞退できますか？

答 裁判員を辞退することは原則として認められていません。

もっとも、例外的に70才以上の方、学生・生徒の方、同居している親族の介護を行う必要があるために裁判員となることが困難な方などは辞退を申し出ることが認められています。

また、単に「仕事が忙しいから」という理由で辞退することはできませんが、その方がいなければ事業に著しい損害が生じる虞がある場合には、辞退を申し出ることが出来ます。

仕事を持っている方については、裁判員に選ばれたことを理由に、勤務先から解雇されることなどないように、労働基準法や裁判員法に規定が定められています。

問 裁判員に選ばれた場合、裁判が終わるまで何日くらいかかるのですか？

答 事案によって異なりますが、概ね3日程度で審理を行うことが予定されています。また、審理に2日間以上かかる場合には、出来る限り連日開廷して審理を行わなければならないとされています。

裁判員裁判が始まる前には、裁判所と検察官と弁護士で、予め争点と証拠を絞ることとされていますので(公判前整理手続)、争いのある事件でも数日間で審理が終わるものが多いと思われます。

月 火 水 木 金

問 裁判員のプライバシーや身の安全は守られますか？

答 守られます。法律によって、裁判員等の氏名、住所、その他の個人を特定するに足る情報は公にしてはならないとされています。過去に裁判員であった方を特定する情報も公にされません。

また、どのような人も事件に関連して裁判員等に接触することは禁止されていますし、裁判員やその家族を脅すようなことがあった場合には、その者に罰則が適用されます。

さらに、裁判員やその家族に危害が加えられたり、生活の平穏が著しく侵害されるおそれがある場合には、裁判官だけで構成される合議体によって審理が行われることがあります。



問 裁判員に選ばれたらどのような点に気をつければよいですか？

答 まず、審理のやり取りをよく聞いてください。その上で分からない点、疑問な点があればどんどん裁判官に質問してください。

審理を聞く上で、特に気をつけて頂きたい点があります。それは、刑事裁判では、検察官に有罪を立証する責任があるという点です。しかも、その立証は「合理的な疑いを入れない程度」に立証されなければなりません。被告人に無罪を立証する責任はなく、検察官の有罪立証に常識的に考えてまだ疑いを差し挟む余地があれば、無罪と判断しなければなりません。これは、過去幾度も起こった冤罪事件を教訓として生まれた刑事裁判の大切な原則です。審理を聞く上では是非このことを頭において、みなさまの常識に照らして検察官の有罪立証に疑わしい点はないかチェックをして頂きたいと思います。

借金の整理について

弁護士 城戸 貴明



消費者金融・クレジット会社など5社からの借金が、合計250万円ほどあります。これまで借入れと返済を繰り返してきましたが、一向に借金が減らず、返済を続けるのが無理になってきました。何とかならないでしょうか。



消費者金融・クレジット会社などの貸金業者は、『利息制限法』という法律で定められた上限を超えて利息を取っている場合が多いので、利息を計算し直し、払い過ぎた分を元本返済に充てることにより、借金を大幅に減額できる可能性があります。場合によっては、借金がなくなることも、それどころか貸金業者に払い過ぎたお金(「過払金」といいます。)の返還を請求できることもあります。

テレビコマーシャルで見るような最大手の貸金業者でも、大抵は利息を取り過ぎていますが、どうして貸金業者は法律を無視して高い利息を取るのでしょうか。それは、利息に関する定めが『利息制限法』の他にも『貸金業法』『出資法』と複数の法律に分かれていて曖昧な部分があるためで、貸金業者は貸金業者の理屈で、法律上問題のない利息を取っていたということなのです(いわゆる「グレーゾーン金利」というものです)。

しかし、近年、貸金業者の理屈は最高裁判所で否定され、利息に関する法律も改正されました(グレーゾーン金利の完全廃止が実施されるのは、平成21年末頃の予定です)。

このような流れの中で、最近は多くの貸金業者が、新規の契約者については『利息制限法』の上限を超えない利率(借入金額により年15%、18%、または20%まで)で貸し付けており、従来からの契約者についても利率を引き下げることがあるようです。

とはいえ、貸金業者が自ら「今まで利息を取り過ぎていたので、残高は50万円ではなく10万円でした。」とか「過払金が発生していたのでお返しします。」などと言ってくるはずはないので、借主の側で利息を計算し直して、貸金業者に認めさせる必要があります。

一般的には、取引期間が長ければ長いほど利息をたくさん払い過ぎていたので、借金の減額幅が大きくなり、過払金が生じる可能性もその額も大きくなる傾向にあります。利率や借入れと返済の経緯・金額によって異なりますが、取引期間が5年～7年よりも長い場合には、借金はなくなり過払金が生じる可能性が高いようです。

このように利息を計算し直した上で各業者と交渉し、借金を減額して無理のない分割返済スケジュールを組み直したり、過払金の返還を請求したりして(訴訟提起を要

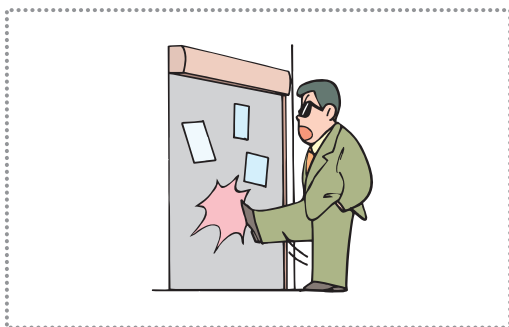


する場合があります。)、借金の整理をすることができます。ご質問のケースでも、たとえばですが、「借金は50万円ほどに減り、無利息で毎月2万円だけ返済すれば良いことになった。」「借金がなくなった。」「借金はなくなり、過払金100万円の返還を受けた。」というような結果となるかもしれません。実際に、そのようなケースは多々あります。

以上のようにして行う借金の整理は、＜任意整理＞と呼ばれていますが、他方で、利息を計算し直したものの、やはり返済が不可能なほど多額の借金が残る場合もあります。この場合には、＜自己破産＞という方法で借金を整理することができます。

自己破産については、借金を帳消しにする制度であることは多くの方がご存じかと思いますが、同時に、ひどくマイナスのイメージを持っていらっしゃる方が多いと思います。

よく耳にする誤解として、「家財道具など何もかも差し押さえられて、身ぐるみ剥がされる。」「賃貸アパートも追い出される。」「戸籍に破産の記録が残る。」などというものがありますが、基本的にそのようなことはありません。



土地・建物や価値の高い自動車（新車や高級車）等は手放すことになりますが、テレビ・冷蔵庫・洗濯機・ベッド・たんす等を含め家財道具や衣類、その他も家にある物はほとんど全て（よほど高価な物でない限り）手元に残せますし、自動車でも古い年式のものであれば手元に残せることが多いです。家賃の滞納がない限りは賃貸アパートにも引き続き居住できますし、戸籍に記録も残りません。

自己破産は、借金を帳消しにするという大きなメリットがある上、さほどのデメリットがないので、非常に有効な借金整理の方法と言えます。

以上の＜任意整理＞・＜自己破産＞のほかにも＜個人再生＞など、個々の事情に応じて借金を整理する方法があります。どの方法が最適なのか判断するにも、実際にその方法で借金を整理するにも、専門的知識が必要となりますので、弁護士などの法律専門家に相談することをお勧めします。



法律相談センターのご案内

東京三弁護士会多摩支部 <http://www.tama-b.com/>
法律相談をクリックしてください

立川法律相談センター

受付は電話予約制です

受付

月曜日～土曜日(祭日を除く)
午前9時30分～午後4時30分

相談日

月曜日～土曜日(祭日を除く)
午前10時～午後3時30分

*専門相談有り、詳しくは
お問い合わせ下さい

八王子法律相談センター

受付は電話予約制です

受付

月曜日～土曜日(祭日を除く)
午前9時30分～午後4時30分

相談日

月曜日～土曜日(祭日を除く)
午前10時～午後3時30分

*専門相談有り、詳しくは
お問い合わせ下さい

ク
レ
サ
ラ
専
門
相
談
は
無
料
!!



※JR立川駅北口より徒歩5分
※駐車場がありませんので車での
お越しはご遠慮下さい

立川法律相談センター

〒190-0012
東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川12F

042-548-7790



※京王八王子駅西口より徒歩3分
※JR八王子駅北口より徒歩7分
※駐車場がありませんので車での
お越しはご遠慮下さい

八王子法律相談センター

〒192-0046
東京都八王子市明神町4-1-11

042-645-4540・9451